

「株式会社佐伯建設」の働き方改革の取組

～ 建設業の働き方改革リーディングカンパニーへ ～



働き方改革の要請書を中山労働局長(写真左)から受け取る川崎社長(写真右)



株式会社佐伯建設本社
(大分県大分市)

令和4年6月28日(火)に、大分労働局長(中山晶彦)は、株式会社佐伯建設(大分市)に、働き方改革への一層の取組を要請いたしました。

株式会社佐伯建設は、「誠実一途」という言葉を大切にものづくりを行う総合建設業です。

【長時間労働削減の取組】

作業所の4週6閉所、8休等を促進し、時間外及び休日労働の削減に取り組んでいます。その際に、総合建設業として欠かすことのできない協力業者に対しても、この取組に理解が得られるよう要請を行っています。

全社的には、毎週水曜日を「ノー残業デー」に設定、原則20時以降の時間外労働の禁止、労働時間管理として勤怠システムを導入しリアルタイムに勤務時間を管理するなどの取組を行っています。それでも時間外労働が月45時間を超えそうな場合には、上司と部下で話し合いを行い業務の調整を図っています。

また、労働者への業務用スマホ・タブレットの貸与、各種業務用アプリの導入、オンライン会議の実施などによって、業務の効率化を図っています。

【女性活躍の取組】

女性の総合職採用への取組だけでなく、技術職にも数値目標を掲げ、計画的に女性を採用するよう取り組んでいます。

女性総合職による「女性パトロール隊」を発足し、施工現場への定期パトロールを実施しています。これにより女性ならではの細やかな目線で安全面・衛生面のチェックを行うことで、労働安全衛生管理の向上につなげていくことができ、また、女性総合職と作業所との交流を深めることで、業務理解・連携強化を図ることができています。

女性労働者の育休取得率100%、子育てのためのフルタイム勤務者のシフト勤務制度を導入するなど女性にとって働きやすい職場を目指し取り組んでいます。